

役員報酬等及び費用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人小牧法人会（以下「本会」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、本会の事務所を主たる勤務場所とする者をいう
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする

(報酬等の支給)

第3条 本会は、常勤役員の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は事業年度を単位とする年俸制とし、定額を支払うこととする。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、在任期間に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の常勤役員の報酬は、別表1「常勤役員年間報酬総額」に定める金額の範囲内とし、会長は理事会の承認を得て、決定するものとする。

- 2 常勤の理事に対する退職手当は、別表2「常勤役員退職手当算出要領」に定める計算による金額とする。
- 3 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任したものについては、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額（年俸の12分の1）により支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用)

第8条 本会は、役員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、本会が公益認定を受け、移行の登記をした日から施行する。

別表1 常勤役員年間報酬総額 1,000万円以内とする

別表2 常勤役員退職手当算出要領
(算出数式) 月額×在職年数×係数